

幕別町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																				
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第15条 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第82条第2号ア</td> <td style="width: 35%;">3,900円</td> <td style="width: 35%;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,870円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第82条第2号ア</td> <td style="width: 35%;">3,900円</td> <td style="width: 35%;">2,000円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,870円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	第82条第2号ア	3,900円	2,000円	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第15条 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第82条第2号ア</td> <td style="width: 35%;">3,900円</td> <td style="width: 35%;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,870円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第82条第2号ア</td> <td style="width: 35%;">3,900円</td> <td style="width: 35%;">2,000円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,870円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	第82条第2号ア	3,900円	2,000円
第82条第2号ア	3,900円	1,000円																																			
	6,900円	1,870円																																			
	10,800円	2,700円																																			
	3,800円	1,000円																																			
	5,000円	1,300円																																			
第82条第2号ア	3,900円	2,000円																																			
第82条第2号ア	3,900円	1,000円																																			
	6,900円	1,870円																																			
	10,800円	2,700円																																			
	3,800円	1,000円																																			
	5,000円	1,300円																																			
第82条第2号ア	3,900円	2,000円																																			

現 行 条 例

	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第16条の2～第29条 略

改 正 条 例

	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第16条の2～第29条 略